

第2節

海外における日本人・日本企業への支援

総論

海外に渡航する日本人は年間延べ約1,600万人に達しており、海外に在留する日本人も年々増加して、約113万人（2009年10月現在）に上り、国際社会の様々な分野や地域で多くの日本人が活躍している。その一方、海外で日本人が遭遇する危険も増加し、多様化している。海外における日本人の生命、身体及び利益を保護・増進することは外務省の重要な任務の一つであり、外務省は日本人が海外で安全にかつ安心して生活や活動ができるよう、各種取組を行っている。

まず、外務省は、テロ・誘拐を含む事件や事故、戦乱や紛争、自然災害や感染症など、海外における日本人の安全と安心に関わる情報を幅広く的確に収集し、提供している。また、これを通じて国民の一人ひとりに自ら危機管理意識を持って安全対策をとるように呼びかけている。一方、危険に巻き込まれた日本人に対しては、各地の事情に即し、可能な限りの支援を適切に行えるように、その体制や基盤の強化に努めている。

また、世界各国の日本国大使館や総領事館において、旅券（パスポート）や各種証明などの発給、在外選挙の実施など、基本的な行政サービスを提供することに加え、日本人学校や補習授業校への支援、医療・保健関係情報の提供などの施策を通じ、海外で活躍する

日本人の生活基盤を支えている。こうした施策は、日本人・日本企業が海外へ展開し、活動する上でも重要なサービスとなっている。

さらに、長年にわたり各国の発展に寄与し、日本との「架け橋」となって関係緊密化にも貢献してきた日本人移住者や日系人の存在は、日本が開かれた国を目指す外交を進める上で重要な資産であり、移住者などへの支援を行ってきている。

グローバル化が進展し、新興国の台頭などにより国際経済環境が変化する中、日本企業や個人の海外での競争力を強化し、「強い経済」を実現していくことが極めて重要になっている。特に近年、世界的な経済連携の進展やアジアを中心としたインフラ需要の増大が見られる中で、日本企業に対する積極的な支援はますます重要である。外務省は、在外公館を始め、日本企業が直面している諸問題について企業から意見を幅広く聴取し、日本企業からの問い合わせや要望に対応するとともに、諸外国との間で規制改革やビジネス環境の改善に関する対話や協議を行い、相手国・地域に対して改善を求めている。

外務省は、海外に進出している日本企業の要望などを踏まえ、経済連携協定（EPA）の活用・運用改善に取り組むとともに、定期的に協定の運用状況について見直している。

また、社会保障協定の締結により、二国間の社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題などを解消し、海外に進出する日本企業や国民の負担の軽減を図っている。さらに、「知的財産立国」を目指す日本としては、模倣品や海

賊版の被害を受けている日本企業からの相談内容に基づき、二国間及び多国間協議の場で外国政府への働きかけを行うなど、日本企業の知的財産権保護の強化に取り組んでいる。

各論

1 海外における日本人への支援

(1) 海外における危険と日本人の安全

海外における日本人の活動分野が広がりを見せ、その活動地域も拡大している一方で、日本人が海外において遭遇する危険もまた多様化している。近年では、紛争や暴動による政情や治安の悪化、テロや誘拐の他、地震や洪水を始めとする大規模自然災害など突発的に起きる緊急事態、山・海あるいは交通機関での事故、麻薬犯罪や国際詐欺、更には文化や宗教などの違いから、知らぬ間に現地の法令や慣習に反して犯罪や事件に巻き込まれてしまう事案などが多く発生している。

外務省及び在外公館は、多くの日本人が海外で安心して生活・活動できるよう、海外の様々な脅威や危険を分析し、平素の心構えと安全対策に役立つ情報を発信するとともに、邦人援護などの支援体制を強化している。また、事件の予防及び発生後の的確な対応をより効果的に実施するために、諸外国や関係省庁、民間企業・団体との連携や協力の下、日本人の安全対策及び援護態勢の構築に努めている。

ア 2010年における海外の脅威の動向

2010年は、海外におけるテロや誘拐の多発、自然災害の広域化が顕著であった。テロ

については、中東や南アジアを中心に、治安当局やその他の政府の施設を狙った襲撃や、公共交通機関、宗教施設、市場など人が集まる場所で一般市民を狙った無差別爆弾テロが引き続き発生した。また、5月に米国・ニューヨークで爆弾テロ未遂事件が発生したことや、10月にイエメン発米行き航空貨物から爆発物が発見されたことなどを受け、欧米に対するテロ攻撃への懸念から各国が警戒を強めたり、航空保安措置が強化されるなどの措置がとられた。こうした中、12月には、スウェーデンの首都ストックホルム中心部で自爆テロに関連すると見られる爆発事件が発生した。誘拐については、3月にコロンビアで日本人永住者が誘拐され、約5か月間にわたって拘束された事件が起きた他、4月にアフガニスタンで日本人ジャーナリストが誘拐され、約5か月後に解放された事件などが発生した。

また、引き続き海賊行為による船舶への被害が多発している。日本関係船舶への被害については、4月に、ソマリア沖のアデン湾近くで、日本企業が運航するコンテナ船が、海賊と見られる不審船の銃撃を受け被弾するなど、2010年には少なくとも15件¹の被害が発

生じた。5月には、アデン湾において、多数の日本人が乗船する民間旅客船が海賊と見られる2隻の不審船に接近される事案も発生した。また、海賊行為は、近年被害が多発しているソマリア・アデン湾周辺海域のみならず、アラビア海、インド洋へも拡大しており、ケニア沖、セーシェル沖、マダガスカル沖を含む広大な海域が脅威にさらされている。10月10日には、ケニアのモンバサ沖において、日本の海運会社が運航する船舶が海賊に乗り取られる事件が発生した。

感染症については、2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的流行に関し、世界保健機構（WHO）が2010年8月に収束を発表した。しかし、デング熱やマラリアなど蚊が媒介する感染症、コレラなどの汚染された水・食品などを介する感染症などが引き続き世界各地で流行している。

自然災害については、1月にハイチでマグニチュード7.0の地震が起きた他、2月にはチリでマグニチュード8.8の巨大地震が発生し、大規模かつ深刻な被害が生じた。さらに、インド洋・太平洋地域を中心にマグニチュード7を超える大規模地震が年間を通して発生した。また、2011年2月に発生したニュージーランド南島地震では、日本人留学生が多く利用していた語学学校が倒壊するなど、多数の日本人が被災した。外務省は、地震発生直後から現地対策本部及び外務省内に緊急対策本部を立ち上げるとともに、被災された方に対する支援はもとより、ご家族に対しても、現地及び外務省内に家族支援チームを設置し、支援や情報提供を実施した。さらに、ハリケーンなどによる集中豪雨は大規模

かつ長期化し、例年被害が発生する中米・カリブ地域諸国の他、パキスタン、インド、中国や東南アジア各国、オーストラリアなどでも深刻な被害をもたらした。上記に加え、4月に発生したアイスランドの火山活動による噴煙が欧州上空広範囲に拡散したため、欧州発着の航空便の多くが運休し、日本人を含む多くの旅客の移動に混乱を来した。11月にはインドネシアでの火山活動により、多数の死傷者が出た他、ジャカルタを含む航空便発着に影響が及んだ。このように自然災害は2010年にも近年と同様猛威を振るい、発生地域及び被害規模が更に拡大する傾向が見られた。

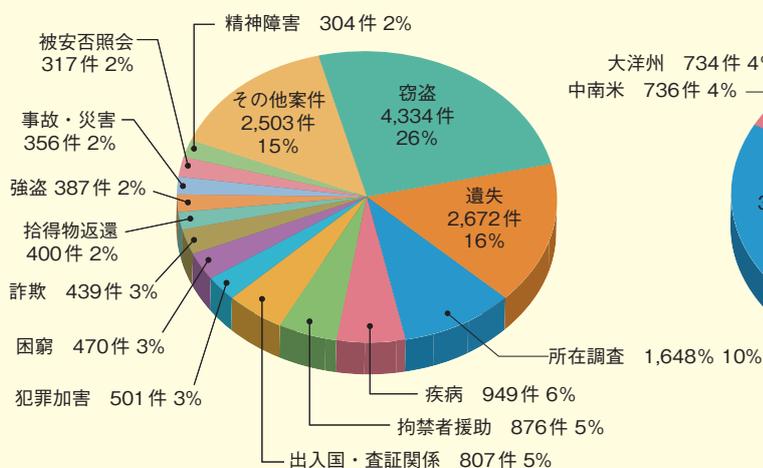
政情不安による治安悪化については、2008年以降続いてきたタイの政情不安が2010年にはピークに達し、バンコクにおける反政府行動が4月から5月にかけての市内中心部の占拠と治安部隊との衝突を通じて反政府グループが敗走する形で結末を迎えた。その過程で取材中の日本人カメラマンが死亡した。また、9月から10月にかけては、尖閣諸島^{せんかく}周辺領域内での中国漁船による日本の巡視船に対する衝突事件を受け、中国各地で日本に対する抗議デモが多く発生し、日系企業や日本食レストランなどに向け、投石などの被害が発生した。12月にはコートジボワールにおいて行われた大統領選挙の後も前大統領と新大統領との対立が激化し、在留邦人の安全確保のため、同月20日、同国に対する危険情報を「退避を勧告します。」に引き上げた。

さらに、2011年1月にはチュニジア、エジプトにおいて、長期政権に不満を持つ民衆による自由化、民主化を求める大規模抗議デモ

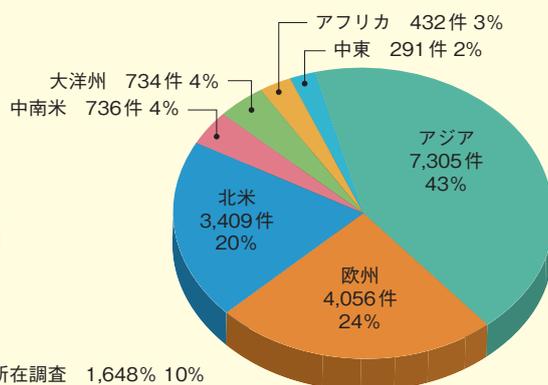
1 この件数は、人的被害、金品の被害及び船体の被害などの実害が発生した事案の他に、単に船舶に乗り込まれた事案も含めたもの。船舶に対して直接的な接触がなかった未遂事案は、この件数に含まれていない。なお、この件数は、2010年12月15日までに外航海運事業者などが任意に提出した事案のみを計上したものの。

邦人援護件数の事件別・地域別内訳（2009年）

海外邦人援護件数の事件別内訳



海外邦人援護件数の地域別内訳



が発生し、チュニジアでは政権の崩壊に発展した他、治安維持のための夜間外出禁止令などの措置や空港における商用便の一部停止などに伴い、多くの日本人旅行者の出国に影響を及ぼす結果となった。このため、両国に対する危険情報を「渡航の延期をお勧めします。」に引き上げるとともに、早期の出国を呼び掛けた。なお、エジプトにおいては空港に足止めされた日本人旅行者約500人に対し、政府チャーター機による退避及び民間航空機での出国支援を行った。また、リビア及びイエメンにおいても、情報の変化に応じて順次危険情報を引き上げ（最終的に「退避を勧告します。渡航を延期してください。」を发出）、早期出国を促すとともに、出国支援を行った。

海外において、麻薬密輸・取引などへの関与や麻薬所持の容疑で、日本人が逮捕・拘留される事案が増加しており、その数は2010年1月現在で未決・既決を問わず89人に上っている。このうち中国においては、2010年4月、麻薬密輸により死刑が確定していた日本人4人の死刑が執行された以降にも、多くの日本人が麻薬関連容疑で逮捕された。また、

10月にはイタリアにおいて多量の違法薬物を所持・販売した容疑により、日本人2人が逮捕された。このため、違法薬物に係る注意喚起などによる、日本人の海外旅行者などに遅滞する啓発が急務となっている。

近年の傾向として海外出国者が減少する中、60歳以上の世代の海外出国者数は増加しているが、同時に海外で山岳・海難事故に遭ったり、旅行中の疾病などにより、入院・治療を必要とする高齢者に対する援護事例も多く報告されており、こうした高齢者に向けた細やかな安全対策情報の提供に努めている。なお、海外での病気や事故などの被害に対しては治療に高額な医療費が求められる中、海外旅行保険に加入していない海外渡航者は、適切な医療へのアクセス及び医療費などの支払に困難を来す場合も多い。そのため、海外渡航の際には健康管理と共に、海外旅行保険への加入が非常に重要となっている。

こうした自然災害その他の緊急事態は世界中の様々な地域で発生しており、日本人が海外に渡航・滞在する際には、①現地の安全情報を確認すること、②緊急時に備え、安全対

策を充実させるとともに、危険を回避する行動をとること、③緊急事態が発生した場合に、留守家族や最寄りの大使館・総領事館などに連絡を取ることなどが重要である。

1 海外における日本人の安全対策

海外に永住・長期滞在する日本人は、2009年に約113万人に達しており、また、同年の海外出国者数は、前年比で約3.4%減少しつつも、約1,545万人に達した。このような中、

日本の在外公館及び交流協会が取り扱った海外邦人総援護件数は1万6,963件と前年比で約3.7%、総援護人数は1万8,843人と同じく約4.1%増加している²。このような状況の中で、海外における安全確保には、在外公館などの邦人援護体制の強化とともに、海外への渡航者一人ひとりが危機管理の意識を持って、渡航・滞在先の危険の傾向と対策を把握して行動することが重要である。

このため、外務省は、海外における日本人の安全のための情報を提供する海外安全ホームページの充実を図るとともに、利便性を向上させ、より多くの国民に海外安全ホームページの有用性を理解してもらうことに努めている。例えば、海外安全ホームページの携帯版サイトの機能を拡充し、日本から携行する携帯電話の国際ローミングによるデータ通信を利用して、海外からも手軽に外務省が発出する渡航情報を参照できるようにした。また、海外渡航中にいつでも緊急情報や最新の渡航情報及び渡航先の緊急連絡先を検索可能にするなど、海外安全ホームページの利便性を向上させている。

携帯版外務省渡航情報
(<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>)



海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)



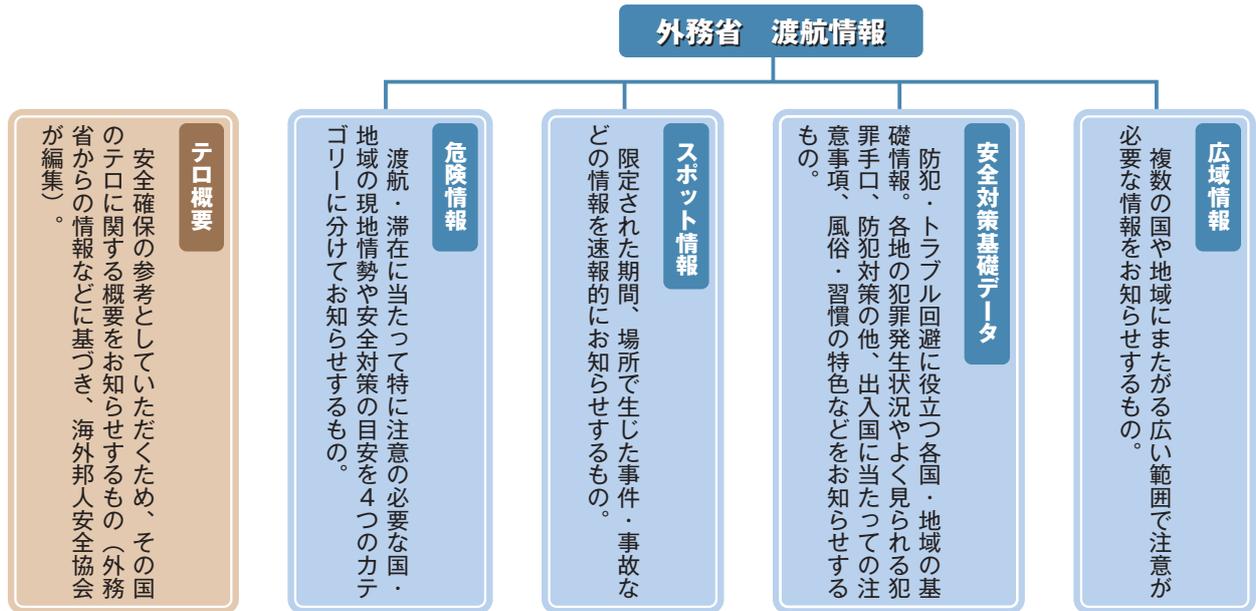
² 2009年海外邦人援護統計 (http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/spt2009.html) による。海外邦人援護統計は、日本の在外公館及び交流協会が、海外において事件・事故、犯罪被害、犯罪被害あるいは災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとに取りまとめたもので、1986年に集計を開始した。

また、外務省の領事サービスセンターにおいては、海外での安全対策についての国民からの相談に直接応じている他、海外での活動内容に応じてきめ細かに対応できるよう、総合的な安全対策を取りまとめた「海外安全虎

の巻」やテロ、脅迫事件、誘拐など各種の想定される事案ごとに対策を記したパンフレットを作成している（これらは、海外安全ホームページからもダウンロード可能）。

外務省は、安全対策のためのこうした取組

「渡航情報」の体系及び概要



(注) 2003年6月に情報体系の見直しを行い、4つの情報を総称して「渡航情報」とすることとなった（従来は、「危険情報」及び「スポット情報」のみを総称して、「渡航情報」としていた）。

2010年度海外安全・パスポート管理促進キャンペーン (<http://www.kaigai-anzen.net/>)

ポスター展開

ウェブ展開

ハンドブック展開

キャラクターのナビゲーションにより安全な旅行に必要な秘訣をチェックリストやクイズ形式で身に付けられるインターネット特設サイトを立ち上げ、ポスターなどで広報する他、外務省ホームページ及び外国安全ホームページからもリンクを設定する。

旅の安全情報やキャンペーン情報をコンパクトにまとめたパスポートサイズの資料を作成し、旅行者が訪れる全国のパスポートセンターや旅行会社などのカウンターで配布する。

全国のパスポートセンター・旅行関係団体・空港への交通機関など、旅行者が旅行の準備及び出発直前にアクセスし、目にする場所に配布・掲示する。

及び海外安全対策の必要性について集中的に広報するために、毎年「海外安全・旅券管理促進キャンペーン」を展開している。2010年度は、12月1日から2011年3月20日までをキャンペーン期間とし、幅広い世代を対象に、シンプルかつ目を引くポスター、楽しみながら安全対策の知識が得られるキャンペーン特設ウェブサイト、旅行直前のチェックリストにもなり得る海外安全リーフレットなどを通じて、海外安全ホームページを活用した安全対策の有用性及び海外において唯一の身分証明書となる旅券の重要性について広報している。

2010年12月に内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において、海外旅行経験を有する回答者のうち、約93%が少なくとも危険があることを認識しており、また、約80%が危険が存在する意識をもって何らかの対策を講ずる必要性があると感じている。一方、危険が存在するとの意識は持ちつつも、具体的な安全対策についてはよく分からないと回答した割合はその6割を占めている。また、海外での事件件数を減らすための方策については、本人や家族などの個人的な取組が重要と考える割合は2009年の調査より約26%減少し、逆に組織的な取組が重要と考える割合は約74%増加している。

外務省は、組織的な取組に対する国民の要請にこたえ、的確な支援を行うため、在外公

館の支援体制の整備・強化を図っている。具体的には、在外公館の閉館時にも24時間緊急連絡が可能となる態勢の構築を始め、外部専門家を含む人員・資機材などを海外の大規模災害に機動的に派遣できるようにするための態勢整備、全米・カナダ地域における邦人安否確認システム³の効果的運用、緊急情報通報システムの構築などを進めている。

また、民間との連携・協力の下にセーフティ・ネットワークの構築を進めることで、より効果的かつ機動的に日本人への支援を行うために、外務省は、官民の連絡協議会などを定期的に開催している。在外公館では、現地日本人組織や民間代表者との間で安全対策連絡協議会を定期的に開催し、安全対策に関する意見交換や情報共有を通じた連携を強化している他、海外に滞在している日本人を対象に、安全対策に資するテーマで講演会などを行っている。さらに、近年、日本人が被害者となるテロ、誘拐事件が複数発生していることを踏まえ、2月に東京で「第3回NGO海外安全セミナー」を開催した他、3月には欧州及び南アフリカ、10月から11月にかけては、タイ、イラン及びサウジアラビアで「在外危機管理セミナー」を、また、3月に大阪、7月に高松、2011年1月に福岡で「海外進出のための危機管理セミナー」をそれぞれ開催した。

(2) 領事サービスと日本人の生活・活動支援

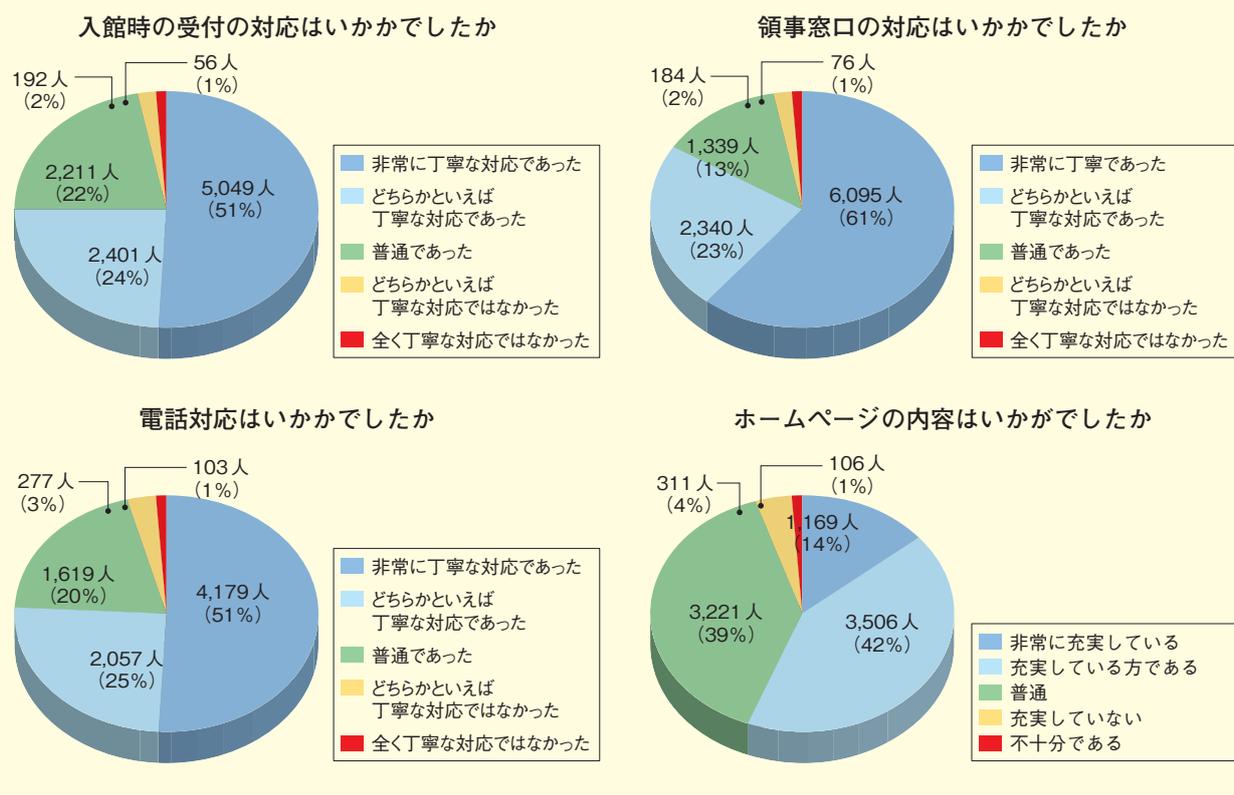
ア 領事サービスの向上

外務省は、海外在住の日本人の声を領事サービスの向上・改善に反映させるため、在

外公館の領事サービス利用者に対するアンケート調査を毎年実施している。2010年には、145在外公館を対象に調査を行い、約1

³ 具体的には、海外版災害伝言サービスを、2006年9月に米国（ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコ、米国領バーージン諸島を含む）及びカナダを対象に運用を開始。米国・カナダ地域における大規模災害発生時に、専用電話番号へ音声メッセージを登録することによって、日本人被災者とその家族などとの間で安否確認ができるシステム。年末年始に合わせ、2010年12月15日から約1か月間、期間限定のテスト運用を行い、利用の拡大にも努めている。

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2010年）



万6,100人の回答を得た。その結果、領事窓口や電話での対応については、75%以上から肯定的な回答を得られた一方で、比較的少数ながら否定的な回答もあり、在外公館ホームページが充実しているとの評価も56%にとどまるなど、改善すべき点があることも明らかになった。外務省としては、引き続きアンケート調査を実施し、領事サービスの向上・改善に努める考えである。

また、海外に滞在する日本人にきめ細かく丁寧なサービスを提供するため、領事業務量の多い一部の在外公館を対象に、民間企業などで海外勤務経験のあるシニア世代の人材を、「領事シニアボランティア（領事相談員）」として、15の在外公館に派遣しており、この制度は利用者から好評を得ている。

イ 旅券（パスポート）に関する施策（IC旅券の発行と今後の課題）

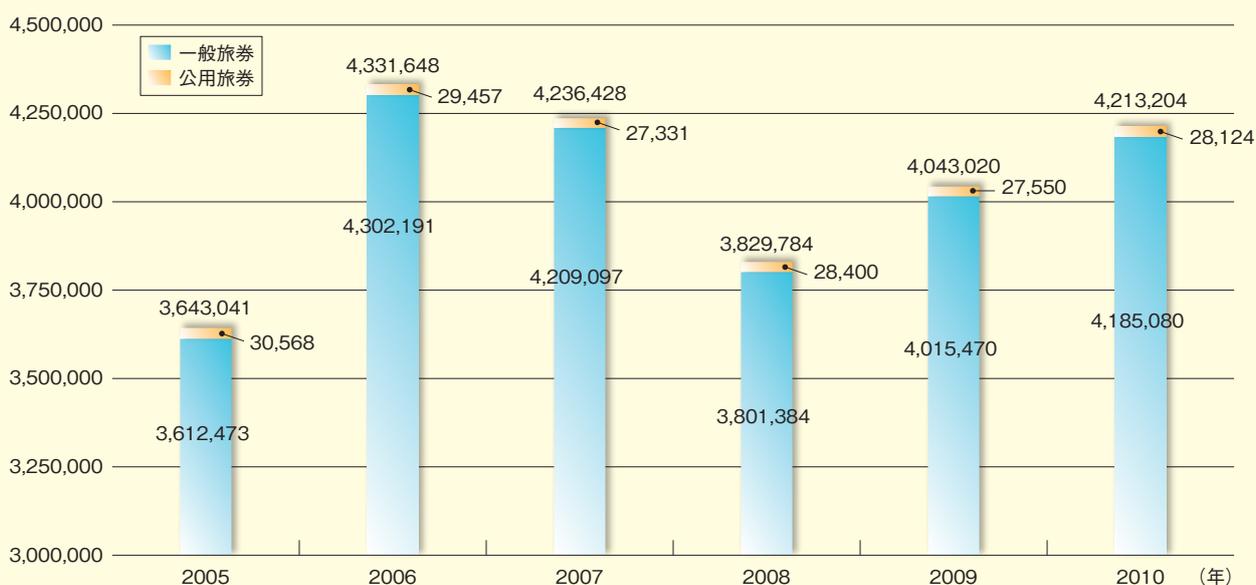
2010年は、新型インフルエンザやテロと

いった海外旅行を控えるような大きな事案がなかったことや、2010年中に期間が満了する旅券（有効期限が10年のもの）の数が2008年に次いで多かったことなどから、2010年の旅券発行数が微増し、日本国内では1年間に約420万冊の旅券が発行された。

日本では、2006年3月から、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券（IC旅券）を発行している。IC旅券は、2010年12月までに累計約2,000万冊が発行され、有効な日本旅券の約67%を占めている。

IC旅券の発行により、発行済み旅券の写真の差し替えなどの偽変造による旅券の不正使用は困難となったが、その一方で、他人になりすまして旅券を不正に申請・取得する事案が多発している（2006年67冊、2007年112冊、2008年112冊、2009年87冊、2010年86冊）。日本人・外国人犯罪者がそのような手段で不

日本国内における旅券発行数の推移



(注1) 公用旅券には、外交旅券も含む。

(注2) 2006年は3月20日申請分よりIC旅券を発給しており、同年に発給した一般旅券約430万冊のうち、約340万冊がIC旅券。

出典：2011年1月版旅券統計暫定版（外務省旅券課）を基に作成

正取得した別人名義の旅券を使って国内外を行き来し、あるいは国外逃亡する例が見られる他、名義人の知らないところでの消費者金融からの借金、犯罪収益の受皿として使用する銀行口座の開設、あるいは携帯電話の契約が行われた事例などが報告されている。こうした犯罪を未然に防ぐためには、旅券の申請・交付時に本人確認を更に徹底する必要がある。そのため、2月に各都道府県にある申請窓口において、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を実施するなど、旅券の発給審査の強化に力を入れている。

一方、諸外国では、出入国審査の迅速化や旅券の信頼性向上を目的とした国際民間航空機関（ICAO）の勧告に従い、世界中のほとんどの国で発給される旅券が機械読取式（MRP）となっており、セキュリティ性を向上させたIC搭載型旅券の普及も進んでいる。ICAO及び国際標準化機構（ISO）では、ICチップ機能のより効果的な利用が検討されている。これを受け、日本は10月に外務本省においてICAO機械読取専門家会合・新技術

作業部会会合及びICAO公開鍵ディレクトリ理事会会合の開催場所を提供し、国際的な渡航の安全性や渡航者の利便性の向上及び日本国旅券の国際的信頼性維持のため、国際標準策定活動に積極的に参画し、自国の旅券に反映可能な技術の採用に努めている。

ウ 在外選挙

在外選挙制度は1998年に創設され、当初は対象が衆議院と参議院それぞれの比例代表選挙に限定されていたが、2006年の公職選挙法の一部改正により、2007年6月以降の選挙から、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む）も対象となった。2010年7月には、参議院議員通常選挙の在外投票が実施され、また、10月には、衆議院議員補欠選挙（北海道5区）が実施された。

在外選挙で投票するためには、事前に在外選挙人名簿への登録を申請して在外選挙人証を入手する必要があり、在外公館投票、郵便など投票又は日本国内における投票のいずれ

1. 在外公館投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館（大使館や総領事館など）で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間・時間は在外公館により異なる）。



2. 郵便投票

「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会に送付して、あらかじめ投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日における投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到達するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する（※投票は公示日又は告示日の翌日以降に行う）。



3. 日本国内における投票

在外選挙人は、選挙のときに一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

かを自ら選択することができる。在外公館では、管轄地域在住の日本人を対象とした在外選挙制度の広報や公館所在地以外の地域への登録受付出張サービスを行うなど、制度の普及と登録者数の増加に努めている。また、2010年5月には憲法改正に係る国民投票についても在外選挙同様に投票できるようにするための憲法改正国民投票法が施行された。

Ⅱ 海外での日本人の生活・活動に対する支援

(ア) 日本人学校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事の一つである。外務省では、海外でも義務教育相当年齢の子供が、日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費などの一部援助など）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置

されている教育施設)に対しても、支援(校舎借料、現地採用講師謝金の一部援助など)を行っている。近年、海外在住の日本人の子供の数は増加傾向にあり、今後もこうした支援を継続・強化していく方針である。

(イ) 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣しており、2010年には27か国40都市に派遣した。また、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページなどを通じ、広く提供している。

(ウ) その他のニーズへの対応

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令及び厚生労働省令の一部が改正され、2010年4月に施行された。これを受け、日本国外に居住する被爆者も、在外公館を經由し

て原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請できるようになった。

また、海外在住日本人の滞在国での各種手続(滞在・労働許可、運転免許証の切替えなど)の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするための滞在国の当局に対する働きかけを継続してい

る。具体的には、欧州連合(EU)諸国に対しては、滞在・労働許可や運転免許切替えに関する手続の迅速化・簡素化などを、また、米国に対しては、米国査証の米国内における更新手続の再開や各州運転免許制度の改善を働きかけている。



外務省作成/パンフレット
「海外で困ったら」

(3) 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は142年を数え、北米・中南米を中心として、全世界に約285万人(推定)以上とも言われる海外移住者及び日系人が居住している。移住者及び日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各居住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。外務省としては、今後も両者に対する支援を行うとともに、若い世代の日系人とも協力を図り、それらの人々と日本の間の絆^{きずな}を強めていく方針である。10月、24か国から約170人の移住者及び日系人の代表者が集まり、(財)海外日系人協会の主催による第51回海外日



移住者・日系人代表者と親睦を深められる常陸宮同妃両殿下(10月20日、東京・憲政記念館 写真提供:海外日本人協会)

系人大会が盛大に開催され、歓迎交流会には、常陸宮同妃両殿下が御臨席になった。

約170万人の移住者及び日系人が居住している中南米諸国では、外務省は、国際協力機

構（JICA）と共に、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系人社会へのボランティア派遣などを通じた協力を行っている。また、北米においては、米国及びカナダから

日系人リーダーを日本に招へいするプログラムの実施や、日系人リーダーとの間で定期的に会合を開催することを通じて、北米に居住する日系人との関係強化を図っている。

2 海外における日本企業への支援

(1) 日本企業支援の取組

ア 日本企業支援窓口

外務省は、政府間の協議・交渉を通じたビジネス環境の整備に加え、民間企業から寄せられた個別の照会や相談に応じるため、1999年から「日本企業支援窓口」を全ての在外公館に設置するとともに、2006年からはアジアに所在する一部の公館に「日本企業支援センター」⁴を設置し、現地の日本企業からの問い合わせや要望に積極的に対応している。例えば、現地の情報提供、人脈形成への協力を始め、必要に応じて現地政府に対する行政・司法手続の是正などに関する申入れを行うとともに、ビジネス環境の改善・広報支援といった種々の支援を行っている。

また、最近では、在外公館において日本企

業と共催でレセプションを開催するなど、在外公館の施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んでいる。具体例としては、日本企業の製品紹介のためのワークショップや展示会の開催、日本料理や日本酒の専門家による講習会の実施など、多彩な取組を行っている。

イ 投資協定／租税条約／社会保障協定の活用

(ア) 投資協定

投資の保護、促進及び自由化について規定する投資協定は、日本企業の海外での活動を支援する効果がある。政府は、より戦略的な優先順位をもって投資協定の交渉・締結方針を検討していくことを目的とし、政府・民間団体・関係機関が意見交換を行うための場として、2008年に対外投資戦略会議を設置した。同会議は、これまで3回の本会議に加え、より具体的な内容について議論を行う連絡会議を7回開催した。同会議では、海外展開する日本企業を支援するためのビジネス環境の整備や投資協定の活用についての意見交換も行われ、投資促進の方法を官民で包括的に検討していく枠組みとして引き続き活用される予定である。



シンガポールで開催された和食を紹介するイベント（2011年2月25日～27日 シンガポール）

4 現在5公館（在モンゴル大使館、在タイ大使館、在インド大使館、在広州総領事館、在ホーチミン総領事館）に設置。センター設置により企業からの照会、相談への対応を強化し、企業支援体制を一層充実させた。

(イ) 租税条約

経済のグローバル化の進展に伴い、日本企業や投資家による国際的な経済活動の規模が拡大する中、これらの企業や投資家が、より制約の少ない経済活動を展開できる環境を整備する必要性が高まっている。日本は以前から二重課税の回避などを目的とした租税条約を各国と締結しており、投資交流を促進するという観点から租税条約ネットワークの更なる拡充を図っている。

(ウ) 社会保障協定

社会保障協定は、保険料の二重負担の問題や保険料掛け捨ての問題などの解消を目的とする協定である。社会保障協定の締結は、海外へ進出する日本企業や国民の負担を軽減し

得るものである。また、相手国との間の人的交流や経済交流を一層促進する効果なども期待されることから、日本は、相手国の社会保障制度の成熟度や日本にとっての必要性なども踏まえつつ、今後も優先度の高い国から順次締結交渉を行っていく考えである。

(エ) 経済連携協定 (EPA)

日本が締結しているEPAには、協定全般を扱う合同委員会や、ビジネス環境の整備などの分野ごとに多くの小委員会の設置が規定されており、海外に進出している日本企業の要望などを踏まえ、EPAの活用、運用改善などに取り組むとともに、協定の運用状況について定期的に見直すこととなっている。

(2) 模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版は、技術革新などを妨げ、世界の経済成長に悪影響を及ぼすだけでなく、消費者の健康や安全まで脅かしている。日本企業も、海外市場における潜在的な利益の喪失を被るなど、深刻な悪影響を受けている。

このため、外務省は、知的財産戦略本部において毎年策定される「知的財産推進計画」に沿って、様々な機会を捉えて知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策に関する施策に取り組んでいる。例えば、2005年3月以降、全ての在外公館において知的財産担当官を任命し、模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。日本

企業から在外公館への相談内容は外務本省に報告され、必要に応じて二国間及び多国間協議（第3章第3節4（3）「知的財産権保護の強化」を参照）の場で取上げられるなど、外国政府への更なる働きかけが行われている。また、知的財産担当官の能力向上を図り、知財侵害対策をより一層深めるために、日本企業の模倣品・海賊版被害の多い地域を中心に知的財産担当官会議⁵を開催している。さらに、相手国政府職員向けに日本企業が主催する、知的財産権保護セミナーへの支援などの取組も行われている。

その他、模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員などの能力向上を図るため、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受入れなど、技術協力を行っている。

⁵ 2011年1月には、ニューデリーで南アジア（インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ）の知的財産担当官を対象とした知的財産担当官会議を開催した。

(3) ビジネス環境改善、貿易・投資の円滑化

日本は、主要な貿易・投資相手国との間で、ビジネス環境の改善などのための協議を行っている。

例えば、EUとの間では、1994年に開始した「日・EU規制改革対話」を通じ、互いに規制改革及び規制協力に関する提案を交換・協議することにより、ビジネス環境の改善を通じた貿易・投資の促進を図っている。EUに対しては、在欧州日本企業や関係団体などから広く募った意見を踏まえて提案を行っており、例えば2010年は、非EU信用格付会社関連の規制を含む金融サービスの他、知的財産権や情報通信技術に関する規制などに関する要望を提起している。

米国との間では、11月、横浜 APEC 首脳

会議の機会に行われた日米首脳会談を受け、「日米経済調和対話」が立ち上げられた。本対話は、貿易の円滑化、ビジネス環境の整備、個別案件への対応、共通の関心を有する地域の課題などについて、日米両国が協力をして取り組んでいくために開催するものであり、これにより両国の取組の調和を促し、両国の経済成長に貢献することを目指している。2011年2月には、東京において事務レベル会合を開催した。

中国との間では、8月の「第3回日中ハイレベル経済対話」などの場において、知的財産の保護強化、レアアースの輸出規制の改善を含む、貿易、投資上の諸課題に関する要望を中国側に提起し、協議を行った。